

ですか。それはどうですか、警察だけがその名前を知っておるということになるのですか。

○国務大臣(花村四郎君) 植野光彦にかわるべき人を逮捕をしたという事実については、報告を受けておりますが、その逮捕された者が何人であるかという点の、この人名についてはまだ報告を受けておりません。

○中山福藏君 私は法務大臣のために非常にそれを悲しむのです。よく聞いてもらわなければ困りますよ、法務大臣。私は法務大臣は公正な方と考えて、ふだんから信頼しております。どうもこの事件について相談し合っているいろと私に答弁なさるようでございしますが、それで法務大臣の職責は全うできるのでしょうか。(できない)と呼ぶ者あり) 私はもう少し、私はこういうことで共産党の最高幹部というものは捕縛せられないのじゃないかと実は疑いすら持つのです、そういう態度をとられますと、弱い者には強くて、強い者には弱い、こういうふうな傾向を帯びているのじゃないかという疑いすら持つのです。私は法務大臣はそういうお気持ではなからうと思っております。これは何か言うことのできない何かの理由を持つておるように思っております。公衆の前で言うことができないとすれば、これは秘密会議に移らなければならぬのですが、秘密会議に移っても、これを御発表になるということとはできないのでしようか。これは国民は多大なる関心を持つておる事項でございます。白鳥事件というものは、これは思想的に非常に大影響を及ぼしているのですよ、単に個人の犯罪という問題

じゃないと思っております。対社会的に非常に私は背景を帯びておるものだと考えますから、こういう問題についてはやはり遠慮なく私は法務大臣にも聞き、検察当局にもやはり聞く責任がある。これが私どもは代議士としての義務であると考えてお尋ねしているのです。これは左翼であらうが、右翼であらうが、そういうことは関係がない。

私はいよいよ国家の治安を乱すものは何人でも遠慮なく引つ捕えて、そうして一面には社会公衆のために、一面には本人のためにすべての検察行政というものは行わなければならないと思っておりますが、どうも私はなぜこの事件だけを御発表になることができないか。しかも今度公安課の第二課長という人の発表によれば、新聞の……、これはある方面から発表してはいけないという指令があったところというのです。またある点から承わりますというのと、現在これにその玉井仁に關係しておるところの被疑事件というものは公判に移されておる、それに非常な影響を及ぼすからこれも発表できないという声も高いのです。またあるいはせつかく玉井仁をとらえても、その裏づけになるところの証拠というものは十分集まるかどうかということにも疑問がある、こういうおっしゃる。しかし、それはいよいよその逮捕状を出して、全国に指名手配をするということになりますれば、これは私は相當の証拠固めがあつて、しかる後に逮捕状というものが出されなくちゃならぬと考へるのです。それがその逮捕状が出されておるながら、今度捕えてみたら、その証拠が完全にそろつかどうかという疑念を持たれるということは、私はどうも前

後の關係をずっと静かに考えてみますと、おかしいのですね。だから私はほはかぶりでそのまゝ検察庁も、それから警察も進んでゆかれるということになれば、ますます国民の疑惑は深まると思ふのです。ことに法務大臣が名前を聞かんだ、これはどういふわけですか、それで済むでしようか。私は法務大臣の人格識見に対しては、ふだんから敬意を払つておるものなんです。その私の信頼しておる法務大臣が、そういうお答えではいかげなものであるとは私は考へる。それで済むでしようか。もう一回一つ明確なる御答弁をわすらわしたい。

○小林亦治君 議事進行……これは果てしないことだと思ふので、大臣の方でも発言のいきさつもありましようし、一つ午後なり、あるいはあすになりお譲り願つて、中山君の御満足のゆくような結果を得られた方がよいと思ひます。

言のいきさつを考へて、顔を立てる意味で、私がそういう提案をしたいと思ひます。

○中山福藏君 私は別に責め立てるという意味じゃないのです。はつきりと真相を承わりたいと、こういうお願いをしておるのです。こちらからお願ひしておる。詰め寄るのじゃなくて、これは私は特に花村法相を信頼するからお尋ねしておるのです。幾晩も考へて、利害得失の上から考へて、しほり出して、これはやはり尋ねておく方が国民のためになる、こう思つて結論を得て私はお尋ねしておるのです。もしはつきりした御答弁ができなければ、今小林君の御勧告もありますから、一つよく御相談なさいますして、次の法務委員会にでも一つ御説明を承わりたい、かように考へておるわけです。別に私は食つてかかるわけではないのですから、十分一つ御了解を得たい。

○国務大臣(花村四郎君) 小林さんのおっしゃられたことであります。が、下僚の意見を聞いて答弁をいたしておるわけではございませんが、しかし事ここまかいことに関しましては、私の関知せざる点もありますので、そういうこまかい点は、やはりなるべく真実を申し上げる意味で、事の真相を究明して申し上げるという意味で、実は相談をしておるのであります。答弁を一つ相談して申し上げておるのじゃありませんから、その点は一つ御安心なすつていただいてけつこうだと思ひます。

のただいま申し上げた以外の答弁はこれではできぬわけですから、その点は一つあしからず御了承を願ひたいと思ひます。もちろん私も司法権の尊厳を維持する意味において、また世の誤解を避ける意味において申し上げられる程度のもので、一切もう赤裸々に申し上げることを決してちゅうちう逡巡するものではありません。ありませんが、しかし本件に關しましては、ただいま申し上げた程度以外に申し上げ得られないという次第でありますので、あるいはまた将来において御希望に沿ひ得るような答弁をなし得る機会も出てくるのではなからうかと思ひます。まあその辺で一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○中山福藏君 これは私はききようはほかの議案もありますから、ききようはこれでやめます。これは留保しておきます。

さらに、それから指紋をここに御提出を願ひたいと思ふのです。前後二個の指紋ですね。それでこれには一々名前が書いてある。誰の指紋ということでは、照合された指紋は二つでけつこうです。それから、国会法の百四条に基いて私は要求いたします。ここに一つその指紋を出していただきたい。これだけを一つ委員長にお願いして私はききようはこの質疑を打ち切ります。

○委員長(成瀬輔治君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬輔治君) 速記を起して下さい。

それではこれより秘密会に入りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(成瀬權治君) 御異議ないと認め、これより秘密会に入ります。

それでは委員、政府関係者及び事務担当者以外の方は、退席ですが御退場を願います。

午前十一時四十八分秘密会に移る

午後零時二分秘密会を終る

○委員長(成瀬權治君) 秘密会を閉じます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。

これにて暫時休憩をいたします。

午後零時五分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(成瀬權治君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

まず、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○中山福蔵君 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質疑をいたします。本案は最近における市町村の廃置分合等に伴う所要の改正を加えんとするものであります。下級裁判所、特に簡易裁判所の管轄区域につきましては、実情に適しないものがあると思われ、その廃合につきましてあらかじめ何らかの根本的な打ち合せ並びに計画というふうなものがございまして、一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 簡易裁判所は御承知のように、広く国民の利用に便利ならしめるという趣旨で設立されておりますので、特に調整あるいは合状の関係では、なるべく広く多数に置いておくということが適當で、また便利であるかと思ひます。そういう意味におきましては、これを現在の簡易裁判所をもつと統合するということは、必ずしも適當じゃないということに考へるものであります。本来の訴訟事件につきましては、これはあるいは適當にまとめた方がよいということも考へられるかと思ひます。特に大都會の場合はそういうふうなことが言えるかとも思ひます。御承知のように昨年に裁判所法の改正がありましてこの簡易裁判所の管轄が拡張されましたが、その改正によりましてこの簡易裁判所の管轄が拡張されました。一部の簡易裁判所においては民事訴訟を取り扱わないということができることになりました。すでに三十数カ所でありまして、そういう裁判所が最高裁判所から指定されておりますのであります。そういうふうな措置がとられたのもその趣旨であらうと考へるのであります。こういふふうな去年の改正の施行の状況なんかもお見まして検討したいというふうな考へております。

○中山福蔵君 この簡易裁判所の管轄区域につきまして、今度の町村の廃合といふようなことから、この区域に食い違ひが生ずるようなところが全国的に見てどれくらいございまして、またその調節をすでに完了されましたか、ちよつとお伺いしたい。

○政府委員(位野木益雄君) 今度の市町村の廃置分合によりまして、簡易裁判所の管轄区域に影響を及ぼすものが今回の改正案の要点の一つになっておるわけでありまして、合計百三の簡易裁判所の管轄区域をそれに関連いたしました。適當に変更したいというわけですが、本案ができておるわけでございますが、この措置によつて一応の現在までにおける大體の調整はされるというふうな考へております。

○中山福蔵君 ちよつとこの際確かめておきますが、今度交通取締りに関する裁判所が設置されるところが相當にあります。これは交通裁判所というものができない、また予算の上から建設不能というふうな地域には、簡易裁判所とかいろいろなものがある、そのうちその事務を取り扱うということになるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御承知のように、交通裁判所ができてまして、東京あたりは墨田区にまとめてその関係の専門の庁舎を作つて、その事件を処理するということになっております。が、そういうふうなことができない地域におきましては、既存の簡易裁判所において、これをその手続に従つて処理するということになるのであります。

○中山福蔵君 交通裁判所なんというのは、独立してだんだんできていくというところに方針はきまつておるのですか。これは普通の簡易、地方とかいう裁判所と別に、全国的にあれば広げられることに方針はきまつておるのですか、どうなつておるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) その点でございまして、東京とか、大阪とか、

そういうふうな非常に事件の多いところでございます。専門のところを置くだけの必要もございまして、適當だと思ひますが、地方におきましては、それほどの必要性が、財政上等の均衡もございまして、認められないということでございます。地方もすべてそういうふうな方針に進めていくというところまでは考へておらないのであります。

○中山福蔵君 次に、お尋ねしておきたいのですが、簡易裁判所の設置を、現在に及んでもなお未開庁のものが相當あるわけですね。たとえば奈良地方裁判所の管轄内における柳生簡易裁判所、あるいは十津川簡易裁判所、これはこれについての制度がきまつて以来すでに十数年間以上経過しておるといふことですが、これはやはり予算の関係上できないわけですか。どういふわけですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘の通り、奈良の柳生とか、十津川の簡易裁判所は設立することになっておりながら、事実上はまだ開庁されておらないのであります。それはやはり現実的な点から考へまして、特にこういう場所には簡易裁判所が設けられないと、交通費とか、あるいはその他の宿泊とか、いろいろの問題で大へんに苦痛をなめて、権利の伸張ということが従つておるおそれがあるのじゃないかと考へるわけですね。ですから、私はこういうところは、ことさらに他の便利のところと比べて早くおやりになるというところが一般住民のために親切ではなからうかと、こう思ひます。ことに、柳生の裁判所、これは奈良県、柳生十兵衛のおったところだと思ひますが、ここは三笠山の裏から一里半か

等を物色中であるということをお照会のつど申しておるのであります。それで今日に至つたのでございまして、特にこれのみをとり出して、直ちに今措置するといふほどの必要に迫られないままに、現在に及んでおるのであります。しかしながら、なるべくすみやかに何らかの見直しをつけて、適當の措置といふことが必要と思ひますので、そういうふうなことを考へておられます。

○中山福蔵君 これは大體簡易裁判所の設置というものは、その土地の状況から事件数を算出して、そうしてここに設置するといふ方針をあらかじめきめられたものと思ひます。それが十年くらい放置されておるといふことは、これは非常に遺憾に考へる次第であります。大體私は十津川方面を全部歩いてきました。東西南北三里も、七里もあるといふふうなところが多い所です。従つてこういうふうなところの人間は、五里とか、橋本とかいうところの裁判所に行くことは非常に苦痛です。交通が不便ですから、こういう点から考へまして、特にこういう場所には簡易裁判所が設けられないと、交通費とか、あるいはその他の宿泊とか、いろいろの問題で大へんに苦痛をなめて、権利の伸張ということが従つておるおそれがあるのじゃないかと考へるわけですね。ですから、私はこういうところは、ことさらに他の便利のところと比べて早くおやりになるというところが一般住民のために親切ではなからうかと、こう思ひます。ことに、柳生の裁判所、これは奈良県、柳生十兵衛のおったところだと思ひますが、ここは三笠山の裏から一里半か

二里ぐらいでございます。これも相当不便です。やはりこういうところは予定地になっておるのですから、こういう不便のところを先にお建てにならないと、ほんとうの私は人権の尊重、所有権の關係また法律によって保護される人の立場というものが非常に災いされると思うから、だからこういう不便なところはあると回して、便利などところに設置されるということは、これは考え方が逆だと思ふ。それでこういう点についてあなたが責任をもつてお答えになるということはちよつと私は望むのが無理かと思ひますが、どういふ方針になつておるでしょうか、一ぺんこの場合承わつておきたい。

○政府委員(位野木益雄君) ちよつと最高裁判所の磯崎總務課長が見えておりますので、この關係は最高裁判所の方から聞いていただきたいと思ひます。

○説明員(磯崎眞善君) 大体のところはただいま位野木課長からお話し申し上げました通りになつておりますが、柳生、十津川の關係は、やはり先ほど申し上げましたように、裁判所にふさわしい格好の土地が見つからないというところが直接の原因で、奈良の小林所長、地元の方々にお願いいたしましたので、いろいろと適当な土地を探しております。土地を見つけることが先決問題で、それができずれば、營繕の予算も計上いたしまして、充てるというやうな段取りにしたい。現地の方では再三陳情がございまして、早く建ててほしいというふうに申しておられますので、この問題を解決いたしますと、その次には庁舎が建つという段取りになると思つております。

○中山福藏君 これは十津川は近ごろ非常に国道が開設されて、便利になつたのです。それで相当の中心地というやうなところにもなり、交通の便が開けておるわけでありまして、場所が手に入らないというのではないと思ふのですが、ことに柳生の庄というところは、これは昔の御道の道場のあつたところで、有名なところですが、こういうところも場所が手に入らないというところはなないのです。ほんとうに行つてみると、私は奈良の中学校を出たので、よりあの辺のところはよく知つておるのです。十津川も、ずつと吉野川を上つてあの辺を三日がかりで歩いてきた。あなたの言われることは、あなたはそのやういふことを間接にお聞きになつての御答弁だと思ふのですが、どなたか実地においでになつたことがありませんか、全部私は見て歩いておるのですか、……。

○説明員(磯崎眞善君) 裁判所設置の關係は私直接の所管でありまして、石田次長が總務局長をしておりまして、昨年現地に参りまして、柳生十兵衛の道場も見ただけですが、やはり思ひ出し土地がなく、値段の点で折り合ひがつかないのか、いまだに土地が見つからないというふうに聞いております。

○中山福藏君 値段なんか安いものですよ。そういうことは口実だと思ひます。あのいなかで土地が手に入らないということはありませんで、できるだけ早くお買ひになるというところが安く買ふことになりまして、山でもどこでもあります。これは一時の御答弁だと承わつておきます。どうか一つお歸りになつたら、一つ係り官の方にも御相談して

いただきまして、できるだけ早くお願いしたい。

最後にもう一点承わつておきます。簡易裁判所に裁判官の配置がないために、令状を求めるときにきつめて不便であるという声を檢察並びに警察側からひんばんに聞くんですが、現に裁判官の配置のない簡易裁判所の数はどれくらいあるんですか。簡易裁判所だけあつて裁判官がいらないというところはどれくらいあるんですか。

○説明員(磯崎眞善君) 簡易裁判所の裁判官は全部七百三十人でございまして、そのうち四十九人が六月十三日付現在で欠員になつております。昨年の四月から最近まで新しく簡易裁判所の判事に任ぜられた者が五十人で、また昨年中に退官、死亡いたしました者が二十人で差引三十人欠員が埋りまして、現在のところ欠員が四十九人になつております。現在のままで参りますというところ、今年一ぱい、あるいは来年の秋ごろまでに大体四十九人の欠員が埋まるのではないかと、そういうふうにいたしまして、全国の裁判所に一人残らず簡易判事を配置できる。現在は定員は全部配置いたしましたのでその欠員……、その定員が埋まりませんために、若干の裁判所に御不便をかけておりますが、来年一ぱいぐらいいは今のままですと欠員が埋まるであらうという見通しを立てております。なるべく早く欠員をなくいたしまして檢察庁、警察庁の人に後不便をかけないようにいたしたいと思ひます。

○中山福藏君 これは大体簡易裁判所の判事はこれから六十歳までの人を採用しようという方針になつたように私は承わつております。今までは六十五

とか六十七とか相当年配の方を採られて……、経歴の豊富な方を御採用になつたやうですが、私実際に弁護士会の状況を見てみますと希望者が非常に多いんです。ことに控訴院長とか検事長をせられた人でも、一つ簡易裁判所の判事となつて最後の御奉公をしようという希望者が非常に多いんですね。それで御採用になるという気分さえあれば、私はきつめて時間的に早く採用できるんじゃないかと思ふ。これは予算の關係ですか、またはどういふ關係でおそくなつたんですか。それを一つ聞いておきたいと思ひます。

○説明員(磯崎眞善君) 予算の關係でございまして、実際に適任者がなかなか得られないというのが実情でございまして。昨年の五十人の新しく簡易判事になりました内訳を申しますと、弁護士が十一人になつております。それから他の裁判官、すなわち判事補三年たりますと簡易判事になれますが、判事補からふりかわりました者が十七人、それから大学の教授が一人、檢察官が二人、そのほか特任のいわゆる簡易裁判所判事の方が十数人というふうになつております。検事長あるいはもと大審院の判事をなすつたやうな先輩の方々がみえまして、簡易裁判所の判事になつていただくと、大へん喜ばしいのであります。最近よくなくなつてしまつたが、実際にはなかなか思ひやうな方が得られないということになつております。

○中山福藏君 この簡易裁判所の判事です。これは若い人と年寄りと組み合しておかないと、非常に不便だと思ふのです。年寄りは實績にものをいまして、若くものを解決する、若い人は事務

的に法律を調べて、若く事件を迅速に処理する、この二本建てでいかないとこれはいなかでは非常にその効果が薄いと私は見ておるのです。それで鹿野島のようなところへ行きますと前歴、たとえば知事とか警視總監とかしつておつたやうな肩書きさえあれば、法律なんか棚上げしても、大体片づく、上の人の言うことは聞いておけない。そういう地方々々によつての国民の風俗習慣というものを一応頭に入れて判事を御採用にならんと、非常にその事務の処理上遅延が現れてくると私は見ておるのですが、將來予算の余裕ができたたら一簡易裁判所に二名の、年寄りと若い判事を組み合しておくというやうなことはどうですか。最高裁判所では話に出ておられますか、ちよつと承わつておきます。ただ、判事を年令にかかわらずやつてさへおけばいいというところは、これは事務的にも簡単なやり方ですけれども、それじゃ私はだめだと思ふのです。すべての風俗、習慣から、それからまた判事の個人々々の性格もよく検討しまして、私はすべてを配合していかんとだめだと思ふのです。こういう点はどうですか、相当研究してあるのですか。

○説明員(磯崎眞善君) 中山委員の申されますこと、まことにごもっともな御意見でございまして、全国の簡易裁判所におつしやつたやうな二人の組み合わせの判事を全部配置いたしますのは、予算定員でござつと四百人ぐらいいだふえませんが、できませんので、現在大体都会地あるいは甲号支部、乙号支部あたりで二人以上の簡易判事を置いて

ておきますところには、老齢になつた方と若手の判事上りの方というふうな組み合わせで大体配置するようになつております。将来予算の裏づけができませんれば、そういったような方針で逐次組み合わせをふやしていききたいというふうに考えております。

○中山福蔵君 もうこれでおしまひですが、どうですか、私が先ほど申しましたように、六十才までを今度まあ何でも、基準にして一つ採用しようという方針をきめられたのですか。まあ六十五、六の人でも御採用になるのですか、それをちょっと聞いておきたいと思ふのです。私がなるといふのじゃないですよ、私はもう相当年輩だから……しかし友だちが始終聞きにきますから、これはちょっと承わつておきたいと思ふのです。

○説明員(磯崎良善君) 年令の点はそれほど重きを置いていないように聞いておりますが、やはりその人の学識経験に重きを置きまして、いい方でありましたら、年令にかかわらず採用という方針であるように聞いております。

○中山福蔵君 それじゃできるだけ一つこの判事の穴のあいたところは、早い機会に一つお埋めを願いたいということを御希望申し上げまして、私の質問を終ります。

○委員長(成瀬幡治君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して下さい。

ることに決定して御異議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと認め、さう決定をいたします。

○委員長(成瀬幡治君) 次に、少年院法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○宮城タマヨ君 少年院法の一部を改正する法律案を御覧願ひます。

本案について御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○宮城タマヨ君 少年院法の一部を改正する法律案を御覧願ひます。

疑もたくさんございまして、法案についての前にちやうどいい機会でございますから、少年院法、少年院法などにつきまして、私はこの法律の精神についての根本問題を大臣に対して少し伺いたいと思つておりますが、まだ大臣の御出席はございませんから、矯正局長、保護局長、両局長に少し伺いたいことがございまして。ことしの三月二十日でございますが、産業経済新聞に非常に詳しく出ておりましたあの河内特別少年院の事件でございまして、あれはほんとうの真相はどういうことでございまして、職員はどうか。新聞などによりまして、職員が少年に對しまして暴行、それから凌辱、傷害、そして少年を水びたしにして非常にせつかんしたというふうなことが出ておりました。もちろん少年院法で守られる少年の年令が十八才から二十才までに引き上げられましたというところは、この種の少年に對しまして非常にむずかしい問題が出ておりますことは、私もよく憂慮しておりますのでございまして、まず河内特別少年院のあの事件につきま

一つ真相をお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(中尾文策君) ただいまの河内少年院のことにつきましては、大へん申しわけないことでありますが、大体におきまして新聞紙などで報道されておる通りであります。ちやうど私それにつきましても詳細な書類を持って参りませんでしたので、詳細正確なことをちよつと申し上げられませんが、あそこにおりました少年は特別少年でございまして、相当扱いにくい少年が入つております。特にその中で腕力のすぐれた数名の少年が始終職員に對して反抗いたしたもので、職員の方も、そこが非常に足らないところでありますが、やはりある程度実力をもつてこれに勝たないといふと、平和が保てないといふふうなことを考えたのが事件の始まりでありまして、なかなかいろいろ紙を盗み出すとか、あるいはズボンを取つてくるといふようなことで、反則をいたしまして、それに対しまして教官が取り調べをしようとしたとしても、始終反抗する、場合によつては突き飛ばされるというふうなことが出て参りましたので、だんだんこれが因となり果となりまして、こちらの方も強く出る、向うも強く出るというふうなことが見られたわけでありまして、この水びたしにしたと申しますのは、もちろんこれはいけないことでありますが、このやり方を調べてみましたところ、少年に以後そういうことをやらないといふことを誓わせるために、一緒に水の中に教官が入つて、そして誓いをさせておるといふようなことをやつてお

りました。もちろんそういうやり方はこれはもう間違ひでありまして、ただし、全く少年を完全に苦しめるといふようなことではなかったものであります。なおまた、新聞によりますといふと、糞便を投げつけたというふうなことも書いてございまして、まあこれも実にみづかしい話であります。ある少年が教官をからかつてみるつもりで、今この部屋のある少年がタバコを吸つた、そのタバコを便所の中に捨てたのだというふうなことを教官に告げ口をした。それで教官が、そのうちでタバコを吸うというふうなことは、少年院にいたしましては重大な反則でございまして、それを取り調べるために、その部屋に入りまして、いろいろ少年たちを調べて聞きただし、たわけであります、みな相手にしないわけでありまして、とうとう教官がその便所の中に手を突つ込みまして、そのうちでタバコの吸ひがらが出ると思ひまして探したわけでありまして、とうとうそんなものは出ません。結局これはうそだつたといふことがわかりまして、教官が怒つてこつこつと手を振つて、その手についておつた糞便がひつかつたといふようなことのようにございまして。なおまた電気攻めといふようなことが出ておりましたが、これは別に私は他意がなかつたように聞いておりますが、電気の何か実験をやつておられますときに、こつこつと電気があつたわけでありまして、これは大したショックじゃありませんが、教官が突地に教へておる場合であります、これにさかつてごらん、びりびりとなる

といふので、教官も自分でさかつてみて、その中のいたずら者にさわつたといふことでございまして、その中で私たちの非常に照過できませんのは、少年が言うことをきかない場合に、さういふ抵抗もするわけでありまして、その抵抗を抑える程度に、こちらで腕力、実力を使うという程度ならば、まだ怒るわけでありまして、しかし必要以上に、少年が参つてしまつて腕力を振つてなぐつたという事件が相当ございまして。そういうものは私たちの方ですべて取調べができておりますので、御必要とあれば私持参りまして、詳細御報告申し上げます。けつこうであります、さうした行き過ぎた暴行が相当あつたわけでありまして、その処置をいたしまして、もう思い切つた処分をいたしまして、その中の教官九名、これは懲戒免職にいたしました。それから院長は、これは懲罰にいたしました。そして少年院長の職を解きまして、今某所に勤務を、全然役づきでない、ただそこに勤務をさせておるといふようなことをいたしました。なおその監督者をそれぞれ処罰、左遷をいたしました。

この河内少年院に関する限りは、さういふことでございまして、しかし何分にもこれにつきましても、根本的に対策を立てなければならぬといふような問題もございまして、それにつきましていろいろ私たちの方でも検討いたしておるわけでありまして、いすれにいたしましても河内少年院の問題は、全く私たちの方の黒星であるといふことは確かでございます。大へん申しわけないと思つております。

○宮城タマヨ君 よくわかりました。御当局もこのことは、院長以下職員が手落ちだということはお認めになっておられますので、そして処分されたという九名の教官の履歴はどういう方でございますか。私の伺いたいのは、刑務関係の方か、教育畑から出た方かという意味でございます。

○政府委員(中尾文策君) その教官が、ちよつと今正確にわかりませんが、刑務所から出たのもありますが、しかしそうじゃない者の数が多かったと思います。これはあとで表を持って参りましてお目にかけようと思っております。なお、その中で私たちが非常にかわいそうに思いますのは、京都に仏教の大学がございまして、その仏教の大学に私たちの方で働きかけまして、あすこで私たちの方の矯正保護の関係などについて講座を設けてもらいまして、その聴講生の中で矯正なんかをやつてみたいというふうな職員を優先的に採用いたしまして、そういう者が来て教官になっておつたのでありますが、不幸なことに、たしか私二名だと思いましたが、そういうふうな前途のある職員二名までがこの事件に巻き込まれて懲戒免職の組に入つておるといふことであります。その点については非常に私たち本人に対して気の毒に思つて責任を痛感しておるわけでございます。

○宮城タマヨ君 教官の方の処分はわかりましたが、そういうときに少年の処分はどういうふうになりますか。

○政府委員(中尾文策君) 少年につきましても、これもちよつと正確な数は忘れませんが、そこにおらせて工合の悪い者は他の特別少年院に教名送つて

おります。なおどうしても何ともしようがない、もうこの少年院に持つて行つても、現在の少年院の設備、また現在の実力の程度では処理のつかないという者につきましても、やむを得ず、奈良に少年刑務所がございまして、奈良の少年刑務所の一面を借りまして、そうしてそこに奈良少年院の分室というものを設けまして、その分室に入れることにいたしました。数をちよつと私今正確なことを覚えておられません、二人か三人くらいではなかつたかと思いますが、その程度の者を今の分室というところに入れることにいたしております。しかしこれはどこまでも暫定措置でございます。本人らの気分が変つたり、また少年院の方で受け入れの態勢ができたりいたしましたら、すみやかに引き取るつもりで考えております。

○宮城タマヨ君 あの大きな大騒ぎをいたしたのでございまして、少年院の中にボス的の少年がおりまして、それが指導するといふようなことが、まあ全体の少年院にありはしないかというところをおそれております。この河内少年院なんかの場合もそういうことがございしませんでしたしょうか。

○政府委員(中尾文策君) 仰せの通りでございます。相当手に負えないボスの傾向を持つた者が指導的立場に立つてやつておると存じております。

○宮城タマヨ君 そのボスの存在というものは、やはり教官のあの、何といふものが少ないので、まあこれは普通の教育畑にもあることですけれども、やはりその中の者を手なずけておいて、それがいいものに、いい意味でもござい

ますけれども、それが悪い意味に使われるというふうなときは、結局手の裏を返して、あの弱い教官をやつてやれというふうなことになる、少年院というものが実際院長を中心にして教官、職員、少年院と、それから別に裏側を流れております少年院の生活において、また裏側のボスがつまり非常な勢力を持つておまして、少年院の全体の行動については、むしろその裏側に働いておまして、むしろそのゆる裏の院長が非常な勢力を持つておるといふような場合もないかと心配いたしておりますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(中尾文策君) まことに御心配の通り、その通りでございます。それで少年院の一番大きな問題の一つは、どういふふうにしてそのボスを発見するかということ、またそのボスが発見された場合に、そのボスに対してどういふ処置がとられるかということでございます。できるだけその点については努力いたしておるわけでございますが、また的確に発見できない場合、発見できましても実力で立ち向わなければならぬやうな羽目に追い込まれる場合が相当あるようでござい

ます。なかなかなその点でまだ今のところ、思ひ切つてこちらの考え通りのことを実行できるという段階までには至つておらない実情でございます。

○宮城タマヨ君 この河内少年院の事件なんかは、少年院法ができて以来、来かれこれ三十年間の歴史において、まあゆゆしい問題の一つに考えられると思つておりますが、こゝういふことを他の少年院の者に、ラジオあるいは新

聞等で知らせてあるのをごさいますし、うか、どうでございましょうか。ということ、私はあの事件を中心にしてその前後、ことに、この悪質の逃走がある、集団逃走が少年院にございまして、というところなど、あるいはこゝういふ影響があるのじやないかといふふうに思つておるのをごさいますか。

○政府委員(中尾文策君) 私その点で別に全国の、あるいは全国でなくとも少年院につきまして調査をいたしたことはございせんので、河内少年院の問題がラジオなどによりまして少年の耳に入つたかどうか、ちよつと今断言いたしかねますが、しかし少年院長以下職員はそういうラジオを聞かせます場合には、非常にそういうニュースにつきましては鋭敏でございまして、この前、現に会合で参つておりましたときに、ちよつとこの少年院で集団逃走があつたといふような放送がございまして、すぐそのときには、自分、自分のところはどうかと心配しておつた者もございまして、私はおそれくはそういう点につきましては相当注意をしておるだらうと思つて、ただしかし、いろいろな機会を通して、そういうニュースといふものはむしろ大げさにだんだん広がつて、結局少年たちの耳にも入るといふやうなことになる傾向がございまして、やはりそういう点につきましてある大きな事件がございまして、それが刺激になるのじやないかと思つておるやうな場合も、実際問題としては起つておるわけでございます。

○宮城タマヨ君 今局長からいろいろ養尿を子供に授けた、あるいは水びたしにしたといふやうな、ちよつと真相を十分に伺ひませんといふと、せつかく子供が守られておられます愛の法律といわれる少年法で、ほんとうに守つておりながら、実際から言つて、つないでおきまして、つまり手足を縛つておいて子供にそういふ、言つてみるといふと、子供の人權を非常に侵害するといふやうな、これは私はゆゆしい問題だと思つておるのでございまして、それにつきまして、私がその職員の履歴は何かと伺ひましたのも、そこにあるわけでございますが、実際この少年院は刑罰の場所だと思つておられますのでございまして、この事件に限らず、近來非常に矯正教育、保護矯正教育という觀念が、だんだん私は刑罰という方

に、そういう考え方に、そういう取り扱ひの方に移つてゆくやうな気がしてならないのでございまして、いかがでございますか。

○政府委員(中尾文策君) せつかくのそういう少年院でやつておられますやうな保安処分が、相当進歩的な処置でございまして、そういうものが刑罰的なものに移行してゆくやうな傾向があるといふやうな警告は、たびたびいろいろな方面から耳にいたしておるところでございまして、私たちもその点は非常に警戒をしておるつもりでございます。ただ何分にも看板と申しますか、理想は非常に高くできておられますが、いろいろな点につきまして条件が整いませんために、せつかくのその理想が一部分の少年たちによつてじゅうりんされてしまふ。しかもそのじゅうりん

される結果というものが、他の少年たちにも悪影響を与えるというふうな事態があらわらに続発いたしましたので、そういうものに對しては、私たちのほうでよほど気を配るべきではないかと、分類的に、その程度をよほど徹底をいたしまして、そういうものに對してはやはりそれ相應の処置をとらなければならぬ。しかし、そのことのためにまたやわらかく処遇のできるやうな少年たちまでも、その犠牲にしてはならないといふことで、少年の中にも二十才までに年令が引き上げられました結果、非常にバラエティが広くなりまして、ものすごい、少年と言えないやうな少年たちも相当入っております。それでそういうものに巻き込まれないやうにするために、大多数の少年たちは決してその程度までいっておられないわけでありまして、しかし何分にも現在一万人ちよつとしかおりません少年のうちでもって、十九才以上のものが六千人を越しているといふやうな状況でございます。そので、しかしその高年令のもの全部が扱にくいといふわけではございませんが、その一部分にはなりますが、しかしその一部分のために、みそもくそも一緒にしておきますと、処遇がやわらかくできるものに對してもやわらかくできないもの、あるいは厳格にしなければならぬものに對して厳格にできなくなるといふやうなことになるので、そこら辺をよく区別をして、そしてそれぞれに適當した処置をとらなければならぬといふ意味で、ある程度厳格に、ある時期につきましては厳格に処置しなければならぬものがあるわけでございますが、し

かしどこまでも少年院というものは、愛の教育という高い理想を掲げております建前もございまして、私たちといひましては決して刑罰的な処置はしないといふやうな決心をしております。○宮城タマヨ君 一々私の考えております通り今の御答弁でございますが、ただ分類で、最近において少年院の分類もあつたに四種類に分かれました、非常にその点はいいと思つておりますけれども、しかし先ほど申しました年令が引き上げられましたために、おとなも少しのやうな困つた少年がたぐさん出ておりますことは事実でございますけれども、どうもそのために全部の子供たちが非常に損なはれてゐるのじゃないか。私は悪い子供に對して、今特別少年院なんかでもその取扱ひをもつとゆるくせよといふ意味でなく、私は一方から考えますといふと、もつともつと私は厳格にしなければならぬ点があるのじゃないか。今は手ぬるいよといふやうに感ずることもたくさんあるのでございます。けれども、考え方といひましては、やつぱり二十才以下の子供にはできるだけ前科者という焼き印を押しないう意味合いにおきまして、時少も大へん必要なことで、もつともつと私は本来から申しますといふと、少年刑務所といふものは、つまり二十才以下の少年に對しますところの前科者といふものは、私はやつぱり考えものだといふやうに思つてゐるのです。その二十才以下のすべての、その少年院に入れなければならぬやうな、少年刑務所にも送らなければならぬやうな少年といふことも、これは考えて見ますといふと、家庭や社会や、私は究極のところは政治

の貧困といふために、あの子供たちがあそこまで陥つていくといふものが私はほとんど大部分であらうかと考えております。そういう子供たちに對して、まあできるなら私は少年刑務所をぶつづせ、皆様の御努力で十一カ所にございまして少年刑務所が一昨年までに九カ所になりました。どうかして私は全部この少年刑務所といふものをつぶして、そのかわり少年刑務所以上には私をもつとんと働かせ、うんと窮屈な思いをさせ、愛のむちであるならばもつともつと當ててほしいといふやうに考えております。けれども、そのために私はこの特別少年院のまた特別少年院といふやうな、名前ばかりきりませんけれども、とにかく非常な強力な、子供に對してもつと窮屈な思いをするやうな場所を作りまして、私は少年刑務所といふものをぶつづけて、すべては前科のつかない少年院に入れるといふやうな、私はそのくらしいな考えを持つていて、少年院の施設なんかを見ておられますといふと、あまりに保護から行刑に移つて行くやうな気がするのでございます。その点についてはあとで保護局長からも伺いたいと思つておるのでございまして、今度出ました子供の進捗状況につきましても、ことに手錠をはめるといふやうなことにつきましても、必要やむを得ないといふことは認めますが、私はその根本の取扱ひ方、根本の考え方が私とどこに一體置かれてゐるのだらうかといふことについて非常に悩んでゐるわけでございますが、きょうはこの法案についてではございませんで、矯正局長の少年院あるいは少年刑務所に對しましての一つの將來の見通しについて、またお考えにつ

いてちよつと伺いたいと思つております。それからあわせてそういう問題について保護局長の考えも伺いたいと思つております。○政府委員(中尾文策君) 少年の処置につきましても宮城先生の御意見は、全く私たちもそういうやうに考えておるところでございます。もうでなければ令の者につきましては、もうでなければ保安処分の方に回しまして前科の焼き印をつけないやうな工合にいたしたいといふことは、私たちも希望いたしております。現にこの少年の關係につきましては、年令の引き上げ以後、ちよつと私今数字が確かではございませんが、五千人ばかりおりました少年刑務所の収容者の数が、現在は二千人程度に減つております。そしてそれと片一方特別少年院、高年令の少年が少年院にたぐさん入つてくるやうになつておりました。これは裁判所の方の政策によることはございしますが、これは顯著にその効果、新しい少年法のねらつたところは、現在結果としては現われているかと思ひます。ただそれにマッチしたしきるだけの施設の方の實力あるいは条件の整備といふやうな点について欠けておりますために、せつかにこの法律が精神が十分生かされておらないといふ現状でございます。しかし、少年につきましては、どこまでもこれは親の心をもつてあたかく導いていくやうにいたしたいといふことは、私たちも念願でございます。○政府委員(斎藤三郎君) 少年院の問題についていろいろと私どもも心配をいたしております。私の考えでは、先ほどお話がございましたやうに、理想は非常にいいのであるけれども、現実

の施設とか人とかいふ問題が伴わないといふところに、問題の根源があるのじゃないかと、かように考えております。各地の少年院もできるだけ各地に参りますときに見せていただいておりますが、まだ施設、ことに教官活動が非常に少なくて、あれではほんとうに少年をキャッチして教育していくといふやうなことができないのじゃないか。結局そのうちの有力者を使う、結局ボスができるといふやうなことがいろいろ問題になつてくるといふことも感じさせられております。また、少年院外がかつて保護系統の機關であり行刑と一緒になりましたといふところで、少年院の職員で心配をされておる点があるやうでございます。しかし中尾局長は矯正のほんとうの中心の方として、ほんとうの精神で少年院を作つていきたいといふやうなお考えでいられるのであります。私も及ばずながら協力いたしまして、ほんとうにりつぱな少年院を作つて、少年院の理想に近づいて行きたい、かように存じておる次第であります。○宮城タマヨ君 今のお話の中にも、少年院の施設の問題が出まして、ことに職員が足りない、教官が足りないといふお話がございましたが、まあ数のことでもございまして、私はその質が非常に問題になるのじゃないかと思つておりますが、最近に非常な逃走が激しくなりました、例の、少年院からも集団逃走が続々出ましたやうな形でございます。集団逃走といふやうなことについての原因はどこにございまして、御調査に十分なつておると思つております

す。それからまたもうそれに対しての手当も十分にできておると思いますが、数カ月も過ぎておられますが、どういふことになっておられますか、ちよつとその点についてお話し願いたいと思ひます。

○政府委員(中尾文策君) 原因と申しますと、まあこれは各ケースによりまして、おのの多少の差異はあるわけですが、ボスが一種の特色と申しますのは、ボスが勵勵するといふ点が一番著しい特徴のように考えられるわけでありまして、少年は一種の英雄主義と申しますか、ボスが相当勢力がございまして、そういうのが何か指導的な地位を占めますといふと、他の少年たちは必ずしもそれに賛成ではない、進んでそういう氣持にならないといふような者までも引きずられて、つゝ一時的な興奮でばつと出てしまふといふような程度、非常に悪質のこり固まつたといふよりは、むしろそういう突発的な……、もつともまあそういう突発的な衝動に負けるといふ点が少年の欠点と言へば欠点でございまして、しかし、あの年令にありがちな面であると思ひますが、そういうことで集團的な行動をとるといふようなことが多いうに思ひます。しかしそれを誘發いたします原因は、これはいろいろございまして、これは言ひわけのようになりまして、どうしても教官の指導が、質とそれから数の不足からいたしまして全面的に少年の心服、信頼を得にくい場合がかなりあるといふことのために、少年がだんだんとはずれていくのを、こちらで押えて引つぱつていくことはできにくいといふようなことのために、だんだんとそれを大きく

くしてついにそういう場合に直面するといふようなことが多くございまして、まあ、あるケースなんかにおきましては非常に設備が脆弱であつてどうにでもなるといふようなことに、ついその中の二、三の心がけの悪い少年などの氣持に対して誘惑を与へるというふうな結果にもなつておられます、大体そういうことが原因となつて大きな事件が起きているといふふうには考えられるわけでありまして、しかし中にはこれは自分が何か大きな反則をいたしましたして、それについて教官からしかられたとかいふふうな場合、これはしかり方についても問題があると思ひますが、そういうふうな不平不満でもつてそういうふうなふんを、そういう犯行によつて晴らすといふような場合もございまして。

さてその対策でございまして、どうもつばな対策を立てたかとおつしやられます、はなはだお恥かしい次第であります、なかなか立ちあません。それで私たちの今取りあへず立て得る対策の一番有力なものは、これは予算をもらひまして施設を充實する、たとへば非常に不まじめな非常にさわがしい少年がおりまして、そういうものを隔離できるような、場所的にも隔離する。しかししてそういうものが勝手にこのこ出てきて、ほかの少年を誘發できないようにするといふような処置がとられますならば、これだけでもだいぶ違ひますが、そういうことをいたしますためには、現在の少年院が相当設備をしなければ、現在の設備ではとうていそういうことは不可能であるといふ場合がかなり多いわけでありまして、従つて設備について費用をも

らなければ、そういう点の充實はなかなかできませんが、しかしこれは相当猛烈にねばつて、大蔵省当局に対しても要求したものであります、少年院のことにつきましては、ほとんどあつた大した予算が取れなかつたといふわけでありまして、しかし現在あらちちらに少年院をあるいは新築の計画、あるいは改築、設備の充實を全然やつておらないわけではないので、その程度の予算は若干ではあります、でももらひましたけれども、それができなかつたならば、少しは案になると思ひます。

ただ、非常に困りました点は、職員につきまして相当強硬な増員の要求をいたしました。しかし大蔵省當局もそれは事情はわかるといふことではあります、しかしどうしてこれを認めなくてはならぬといふことにはありません。かつて昨年から実行いたしておりましたところの行政整理を本年度、二カ年にわたつておられますので、今年度実行しなければならぬといふことになりまして、かえつて九十二人という減員を實行しなければならぬといふ羽目になつたのであります。この点につきましては実に私たちとしては相当その対策について大蔵省の方に食ひ下つたわけでありまして、とうとうその点は、増員の点はだめになりました。しかしそのかわりといひまして特に二百人の常勤労働者の増員を新たにしてくれなければならぬ、二百人もらひますといふと差し引き百十人ばかり増員になつたことになりまして、その常勤労働者をどういふふうに使ふかといふ問題がございまして、しかしその二百人を上手に使うことによりまして、ま

あふよりはプラスにできるのではないかと。九十人の教官の犠牲もございしますが、しかし何かそれはカバーできて、使ひ方によつては、何とか効果のあることができるのじゃないかといふふうには考へております。まあ、この職員がやはり充實いたしませんといふと、仕事がよくできませんので、ある程度小さな施設、これは分院でございまして、これは廃止しなければならぬじゃないかといふことで、現に本日管区長會議をいたしておられますが、その席上で今協議をいたしておるはずであります。

と申しますのは、少年のためにはなるべく少年の数を少くいたしまして、そういうところで職員と接觸を密にするようなやり方をいたしますと、もちろんこれがいいわけではございまして、しかし何しろ今現在五十六カ所の少年院がございまして、それについて予算と職員とさきいましてしたならば、これはもうまくいふわけではあります、しかししてそういうことができませんので、ある程度縮小して統合しなければならぬといふふうには考へまして、まあ消極的な手段ではございしますが、そういう小さい施設を廃止するといふことをただいま考へております。

なお、職員のことではございしますが、これにつきましては、もつとこれは研修に力を入れなければならぬ。また科学的な処置と申しまして、あまり派手なことでもございませんが、単なる常識とか名人芸とかといふのでなくて、もつと學問的にはつきりしたものがあつて、そういう知識教養といふものがあつて、そういうふうな前提で矯正の仕事をやつていくようにしなければならぬといふことで、職員の研修を本

年度はもつと充實いたしたいと考へまして、地方研修所、中央研修所におきまして、少年院の仕事についてもつと力を入れるといふふうな計画を持つておりまして、現に分類保護課長を最近集めまして研修をいたしておるわけでございます。

まあいろいろやりたいことはございしますが、まあ小さいことは別といたしまして、大きい点ではその程度にしかできておらないといふのが実情でございまして。

○宮城タマヨ君 小さいことを一つ一つ伺いたいと思ひます。この研修所の費用は、これは増額されておると思つておりましたが、今ちよつと数字覚えませんが、いかがでしたか。

○政府委員(中尾文策君) 何か日当のやうなもので増額されたやうに……、ちよつと私今はつきり思ひ出しませんが……。

○宮城タマヨ君 あつてよろしいです。

○政府委員(中尾文策君) 人件費などは増額になっておられますが、これは例のベースの改訂とか、給与とか、いわゆる基準の改訂で上つておられます、そのほかにつきましてちよつと私今正確にお答え申し上げられませんが、あとで調べまして……。

大学の井上先生、これはだいぶん前の
ことでございますが、お願いいたします

して適当な方を推薦してもらふように
だいふお願いをして時間をかけて待つ

たのでございますが、とうしても適当な方が得られなかった。その次には長

崎の何とか女子大学の学長、この方は私学生時代から知っておる先輩のりつ

ばな方でございまして、大学長に交渉
いたしました。一時何とかものになり

かけましたが、とうとうほかの方に引き取られて来られませんというような

ことになりました。それであとの人選に困りまして、やむを得ずあすこら辺

に落ちついたといふことでございまして、もっともしかし、現在の院長が女

子少年院長として不適任とは考えません。まず一応女の人ということで物色

をいたしたのであります。ただいまのところはあちらこちらにちよつと適

付着かない関係上、それ以外のことは、
なっただと思います。

事なことで言葉をちよつとはばかりこ

ございますために、少年院がうまく運

世で起るかと云ふといふ問題に私にま
常に疑問を持っております。それはや

はり少年院はいるその点において管
区で指導されなくちやならぬし、しか

もその監督下にあるものでございますから、少年の取り扱いその他が、やは

り一律に刑務所並みに考えられていく
のではないかという問題なのでござい

えでございましょうか。私の少しひが

○政府委員(中尾文策君) ひが目とおつしやられますと、私もちよつと何か申し上げにくくなりますが、私の方もこれは手前みそこもしれませんが、その点はお断わり申し上げておかなければなりません、管区がありますために、その運営がうまくいかな……、これはどうしても考えられないのであります。まず第一に本省が、それでは管区を廃止いたしまして、本省と少年院との直結にしてうまくやうていけるかどうかという問題になります、これは現在のうちに、全国に施設が多いし、またいろいろの問題もたくさんあることとございますので、とてもこれは本省で直接に少年院を指導していく、あるいは少年院の問題を始終こちらでキャッチしていくというよりは、これはなかなかできないわけでございます。それから管区がそれでは少年院に対して不熱心であればこれは別でございますが、しかし私たちの見ますところでは、管区は少年院の問題について、そう不熱心であるとは思いませんし、また刑務所を同時に見ておりますために、その方に牽制されて少年院に冷淡だというふうには、まあ私たちの見るところでは考えられないわけでありまして、現に管区では、少年院の問題につきまして事例研究というふうなこともやっておりますし、なおまた、少年院は創立早々でございます、少年院自身でいろいろの問題を持っておりますが、そういうものの共同研究というふうなものにつきまして、管区が間の音頭をとりまして、お互い研究をやらしております。なおまた、刑務所の持つておりますものを少年院に都合するといふよ

うな点につきましても、これは少年院が刑務所に話を持ち込んで通りにくい場合もございますが、管区の方から刑務所の方に強制的にこいうものを都合してやれといふことができたらい……、これは一つは本省が管区をよく督励いたしませんと、ともすればこれは数の上で刑務所の方が多いといふことになりますので、つい関心が刑務所側にいきやすいじゃないかという点を考えまして、その点につきましては、私たちが始終警戒をいたしまして、本省から職員を出張させる場合にも、必ず少年院について熱心に見てくるように、また管区の少年院に対する態度なんかにつきましてもよく見てこさせるようにいたしまして、そいうことは正しなればならぬものは、絶えず注意を払っておるつもりでございます。

○宮城タマヨ君 まだ質問がございますが、今日は私これで一応打ち切りたいと思います。

○委員長(成瀬権治君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬権治君) 速記を起して下さい。

それでは本案に対する質疑は本日はこの程度にいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

昭和三十年六月十七日印刷

昭和三十年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局